

○農林水産省告示第七百三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和六年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和七年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和六年四月二日

農林水産大臣 坂本 哲志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											
大豆	1 類	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円						北海道の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		3,210円	2,890円	2,570円	2,250円	1,930円	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		4,140円	3,730円	3,310円	2,900円	2,480円						
)										
		2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円						北海道の区域
		1,740円	1,570円	1,390円	1,220円	1,040円						北海道の区域
		4,930円	4,440円	3,940円	3,450円	2,960円						北海道の区域
		乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										
		1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		3,210円	2,890円	2,570円	2,250円	1,930円	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		4,140円	3,730円	3,310円	2,900円	2,480円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円						
		未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆										
		1,740円	1,570円	1,390円	1,220円	1,040円						
		未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆										
		4,930円	4,440円	3,940円	3,450円	2,960円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆										
		2,580円	2,320円	2,060円	1,810円	1,550円						
小豆		3,610円	3,250円	2,890円	2,530円	2,170円						北海道の区域

都道府県名	北海道											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											
いんげん	1 類	3,130円	2,820円	2,500円	2,190円	1,880円						北海道の区域
	2 類	3,610円	3,250円	2,890円	2,530円	2,170円						北海道の区域
	3 類	5,500円	4,950円	4,400円	3,850円	3,300円						北海道の区域
	4 類	5,880円	5,290円	4,700円	4,120円	3,530円						北海道の区域
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,610円 3,250円 2,890円 2,530円 2,170円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 5,500円 4,950円 4,400円 3,850円 3,300円 べにばないんげんの品種のいんげん 5,880円 5,290円 4,700円 4,120円 3,530円										北海道の区域
てん菜	1 類	基準糖度が16.6度である組合員等										北海道の区域
	2 類	10,860円	9,770円	8,690円	7,600円	6,520円						
	3 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、 16,150円 14,540円 12,920円 11,310円 10,860円 9,770円 8,690円 7,600円 6,520円) 基準糖度が16.6度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が16.6度を超える組合員等 別 記 2										
そば	1 類	1,770円	1,590円	1,420円	1,240円	1,060円						北海道の区域
	3 類 4 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円) 夏そば 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円) 秋そば 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円)										北海道の区域
たまねぎ		54,550円	49,100円	43,640円	38,190円	32,730円						北海道の区域

都道府県名	北海道					
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					左に掲げる金額が適用となる地域
	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
ホップ	2,540円	2,290円	2,030円	1,780円	1,520円	北海道の区域

別記1：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回るとに、10,860円から60円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）及び別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者であって、栽培するてん菜の基準糖度が7.0度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回るとに、16,150円から120円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

別記2：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回るとに、10,860円に60円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）及び別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回るとに、16,150円に120円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

備考：

1. この表において「単位当たり」とは、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
- (2) てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
- (3) ホップ 1キログラム当たり

2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成29年産から令和5年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	青森県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲								左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分									
大豆	1 類	1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,580円 4,120円 3,660円 3,210円 2,750円)	青森県の区域							
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,580円 4,120円 3,660円 3,210円 2,750円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,410円 2,170円 1,930円 1,690円 1,450円	青森県の区域							
ホップ		2,540円 2,290円 2,030円 1,780円 1,520円	青森県の区域							

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,710円 5,140円 4,570円 4,000円 3,430円)	岩手県の区域								
	3 類	3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円	岩手県の区域								
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,080円 2,770円 2,460円 2,160円 1,850円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,710円 5,140円 4,570円 4,000円 3,430円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円	岩手県の区域								
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,740円 1,570円 1,390円 1,220円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,160円 3,740円 3,330円 2,910円 2,500円	岩手県の区域								
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円	岩手県の区域								

都道府県名	岩手県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
そば	2 類	1,900円	1,710円	1,520円	1,330円	1,140円						岩手県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,800円 5,220円 4,640円 4,060円 3,480円 1,900円 1,710円 1,520円 1,330円 1,140円)											
そば	3 類	夏そば										岩手県の区域
	4 類	1,500円	1,350円	1,200円	1,050円	900円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)												
秋そば												
1,900円 1,710円 1,520円 1,330円 1,140円												
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,800円 5,220円 4,640円 4,060円 3,480円 1,900円 1,710円 1,520円 1,330円 1,140円)												
ホップ		2,540円	2,290円	2,030円	1,780円	1,520円						岩手県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											
大豆	1 類	1,450円	1,310円	1,160円	1,020円	870円					宮城県の区域	
		<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円)</p>										
	3 類	6,490円	5,840円	5,190円	4,540円	3,890円					宮城県の区域	
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										宮城県の区域
	7 類	1,450円	1,310円	1,160円	1,020円	870円						
		<p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、</p> <p>4,900円 4,410円 3,920円 3,430円 2,940円)</p>										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										宮城県の区域
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										宮城県の区域
		6,490円	5,840円	5,190円	4,540円	3,890円						
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆										宮城県の区域
		1,740円	1,570円	1,390円	1,220円	1,040円					宮城県の区域	
		未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆										
		5,700円	5,130円	4,560円	3,990円	3,420円						
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆										宮城県の区域
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										宮城県の区域
		6,490円	5,840円	5,190円	4,540円	3,890円						

都道府県名	宮城県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域			
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分														
そば	1 類	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円									宮城県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円)													
	2 類	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円									宮城県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円)													
	3 類	夏そば										宮城県の区域			
	4 類	1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円									
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円)													
		秋そば													
		1,560円	1,400円	1,250円	1,090円	940円									
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円)													

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	秋田県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1 類	1,350円	1,220円	1,080円	950円	810円						秋田県の区域	
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円)</p>												
大豆	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>											秋田県の区域
	ホップ	2,540円	2,290円	2,030円	1,780円	1,520円						秋田県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲								左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,740円 4,270円 3,790円 3,320円 2,840円)	山形県の区域								
	3 類	2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円	山形県の区域								
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,740円 4,270円 3,790円 3,320円 2,840円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円	山形県の区域								
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円	山形県の区域								

都道府県名	山形県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分													
そば	2 類	1,610円	1,450円	1,290円	1,130円	970円								山形県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円)												
	3 類 4 類	夏そば 1,500円	1,350円	1,200円	1,050円	900円								山形県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)													
		秋そば 1,610円	1,450円	1,290円	1,130円	970円								
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円)												
ホップ		2,540円	2,290円	2,030円	1,780円	1,520円							山形県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県														
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域				
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						福島県の区域			
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,270円 4,740円 4,220円 3,690円 3,160円)</p>														
大豆	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,270円 4,740円 4,220円 3,690円 3,160円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										福島県の区域			
	2 類	1,610円	1,450円	1,290円	1,130円	970円									
そば	3 類 4 類	<p>夏そば</p> <p>1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)</p> <p>秋そば</p> <p>1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円)</p>										福島県の区域			
	2 類	1,610円	1,450円	1,290円	1,130円	970円	5,510円	4,960円	4,410円	3,860円	3,310円		1,610円	1,450円	1,290円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県										左に掲げる金額が適用となる地域										
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲															
大豆	1 類	1,470円	1,320円	1,180円	1,030円	880円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,470円 1,320円 1,180円 1,030円 880円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円)					茨城県の区域									
	3 類	2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円						茨城県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆					1,470円	1,320円	1,180円	1,030円	880円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,120円 2,810円 2,500円 2,180円 1,870円 1,470円 1,320円 1,180円 1,030円 880円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円)					茨城県の区域				
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆					4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆					2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆					4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆					2,640円	2,380円	2,110円	1,850円	1,580円	茨城県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											
大豆	1 類	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円						栃木県の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		3,020円	2,720円	2,420円	2,110円	1,810円	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		5,370円	4,830円	4,300円	3,760円	3,220円						
		7,310円	6,580円	5,850円	5,120円	4,390円						栃木県の区域
		乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										
		1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		3,020円	2,720円	2,420円	2,110円	1,810円	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		5,370円	4,830円	4,300円	3,760円	3,220円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		7,310円	6,580円	5,850円	5,120円	4,390円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		7,310円	6,580円	5,850円	5,120円	4,390円						栃木県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	<p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円)</p>	群馬県の区域									
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>	群馬県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、								埼玉県の区域	
		2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、									
		4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円)										
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										埼玉県の区域
	7 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、									
		2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円	種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、									
		4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円)										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲											
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						千葉県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,850円 5,270円 4,680円 4,100円 3,510円)</p>											
6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,850円 5,270円 4,680円 4,100円 3,510円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										千葉県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分						
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円	東京都の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円)					
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円					東京都の区域
小豆		3,610円	3,250円	2,890円	2,530円	2,170円	東京都の区域
いんげん	1 類	3,130円	2,820円	2,500円	2,190円	1,880円	東京都の区域
	2 類	3,610円	3,250円	2,890円	2,530円	2,170円	東京都の区域
	3 類	5,500円	4,950円	4,400円	3,850円	3,300円	東京都の区域
	4 類	5,880円	5,290円	4,700円	4,120円	3,530円	東京都の区域
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,610円 3,250円 2,890円 2,530円 2,170円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 5,500円 4,950円 4,400円 3,850円 3,300円 べにばないんげんの品種のいんげん 5,880円 5,290円 4,700円 4,120円 3,530円					東京都の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	神奈川県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						神奈川県
(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、												
		2,940円	2,650円	2,350円	2,060円	1,760円	1,210円	1,090円	970円	850円	730円	
種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、												
		3,560円	3,200円	2,850円	2,490円	2,140円						
乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆												
6 類												神奈川県
7 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円							
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、												
		2,940円	2,650円	2,350円	2,060円	1,760円	1,210円	1,090円	970円	850円	730円	
種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、												
		3,560円	3,200円	2,850円	2,490円	2,140円						
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆												
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆												
		2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	新潟県															
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域					
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲																
大豆	1 類	1,450円	1,310円	1,160円	1,020円	870円						新潟県の区域				
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円)															
大豆	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										新潟県の区域				
	2 類	1,760円	1,580円	1,410円	1,230円	1,060円							新潟県の区域			
そば	3 類 4 類	夏そば 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円) 秋そば 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,660円 5,090円 4,530円 3,960円 3,400円 1,760円 1,580円 1,410円 1,230円 1,060円)										新潟県の区域				
	2 類	1,760円	1,580円	1,410円	1,230円	1,060円	5,660円	5,090円	4,530円	3,960円	3,400円		1,760円	1,580円	1,410円	1,230円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	富山県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,610円	1,450円	1,290円	1,130円	970円						富山県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円)</p>											
大豆	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,820円 4,340円 3,860円 3,370円 2,890円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										富山県の区域
	そ ば	2 類	1,530円	1,380円	1,220円	1,070円	920円					
そ ば	3 類 4 類	<p>夏そば</p> <p>1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)</p> <p>秋そば</p> <p>1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,430円 4,890円 4,340円 3,800円 3,260円 1,530円 1,380円 1,220円 1,070円 920円)</p>										富山県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	石川県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円						石川県の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		2,860円	2,570円	2,290円	2,000円	1,720円	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		3,770円	3,390円	3,020円	2,640円	2,260円						
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										石川県の区域
	7 類	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、										
		2,860円	2,570円	2,290円	2,000円	1,720円	1,390円	1,250円	1,110円	970円	830円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、										
		3,770円	3,390円	3,020円	2,640円	2,260円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福井県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,410円	1,270円	1,130円	990円	850円						福井県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 4,360円 3,920円 3,490円 3,050円 2,620円)											
大豆	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,410円 1,270円 1,130円 990円 850円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 4,360円 3,920円 3,490円 3,050円 2,620円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										福井県の区域
	大豆	1 類	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円	1,470円					
そば	2 類	6,350円	5,720円	5,080円	4,450円	3,810円	2,450円	2,210円	1,960円	1,720円	1,470円	福井県の区域
	3 類 4 類	1,860円	1,670円	1,490円	1,300円	1,120円						
	3 類 4 類	5,760円	5,180円	4,610円	4,030円	3,460円	1,860円	1,670円	1,490円	1,300円	1,120円	福井県の区域
そば	3 類 4 類	夏そば 2,450円 2,210円 1,960円 1,720円 1,470円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,350円 5,720円 5,080円 4,450円 3,810円 2,450円 2,210円 1,960円 1,720円 1,470円) 秋そば 1,860円 1,670円 1,490円 1,300円 1,120円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,760円 5,180円 4,610円 4,030円 3,460円 1,860円 1,670円 1,490円 1,300円 1,120円)										

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山梨県															
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,690円 2,420円 2,150円 1,880円 1,610円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円 ）										山梨県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,690円 2,420円 2,150円 1,880円 1,610円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										山梨県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県											
共済目的の種類	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,360円 1,220円 1,090円 950円 820円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,360円 1,220円 1,090円 950円 820円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円)										長野県の区域
	3 類	5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円										長野県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,360円 1,220円 1,090円 950円 820円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,360円 1,220円 1,090円 950円 820円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円										長野県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円										長野県の区域

都道府県名	長野県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
そ ば	1 類	3,140円	2,830円	2,510円	2,200円	1,880円						長野県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 7,040円 6,340円 5,630円 4,930円 4,220円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円)											
	2 類	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円						
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,410円 5,770円 5,130円 4,490円 3,850円 2,510円 2,260円 2,010円 1,760円 1,510円)												
3 類 4 類	夏そば 3,140円	2,830円	2,510円	2,200円	1,880円						長野県の区域	
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 7,040円 6,340円 5,630円 4,930円 4,220円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円)												
秋そば 2,510円												
(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,410円 5,770円 5,130円 4,490円 3,850円 2,510円 2,260円 2,010円 1,760円 1,510円)												

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
大豆	1 類	1,710円	1,540円	1,370円	1,200円	1,030円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,070円 3,660円 3,260円 2,850円 2,440円)					岐阜県の区域
	2 類	7,680円	6,910円	6,140円	5,380円	4,610円						岐阜県の区域
	3 類	3,780円	3,400円	3,020円	2,650円	2,270円						岐阜県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										岐阜県の区域
	7 類	1,710円	1,540円	1,370円	1,200円	1,030円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,340円 3,010円 2,670円 2,340円 2,000円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,070円 3,660円 3,260円 2,850円 2,440円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 7,680円 6,910円 6,140円 5,380円 4,610円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,780円 3,400円 3,020円 2,650円 2,270円					
9 類	7,680円	6,910円	6,140円	5,380円	4,610円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,780円 3,400円 3,020円 2,650円 2,270円					岐阜県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	静岡県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,240円	1,120円	990円	870円	740円					静岡県の区域	
<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p>												
		2,840円	2,560円	2,270円	1,990円	1,700円	1,240円	1,120円	990円	870円	740円	
<p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p>												
		3,530円	3,180円	2,820円	2,470円	2,120円						
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										静岡県の区域
	7 類	1,240円	1,120円	990円	870円	740円					静岡県の区域	
<p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p>												
		2,840円	2,560円	2,270円	1,990円	1,700円	1,240円	1,120円	990円	870円	740円	
<p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p>												
		3,530円	3,180円	2,820円	2,470円	2,120円						
<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p>												
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p>												
		2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛知県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,680円 1,510円 1,340円 1,180円 1,010円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 1,680円 1,510円 1,340円 1,180円 1,010円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円)					愛知県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,680円 1,510円 1,340円 1,180円 1,010円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 1,680円 1,510円 1,340円 1,180円 1,010円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円					愛知県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	三重県											
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲										左に掲げる金額が適用となる地域	
大豆	1 類	1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円 ）										三重県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 4,630円 4,170円 3,700円 3,240円 2,780円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										三重県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	滋賀県												
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲											左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,520円	1,370円	1,220円	1,060円	910円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円)						滋賀県の区域
	2 類	8,960円	8,060円	7,170円	6,270円	5,380円							滋賀県の区域
	3 類	3,650円	3,290円	2,920円	2,560円	2,190円							滋賀県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆											滋賀県の区域
	7 類	1,520円	1,370円	1,220円	1,060円	910円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,160円 4,640円 4,130円 3,610円 3,100円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,960円 8,060円 7,170円 6,270円 5,380円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,650円 3,290円 2,920円 2,560円 2,190円						
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,960円 8,060円 7,170円 6,270円 5,380円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,650円 3,290円 2,920円 2,560円 2,190円											滋賀県の区域	
小豆	8,490円 7,640円 6,790円 5,940円 5,090円											滋賀県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	京都府		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円)	京都府の区域
	2 類	14,230円 12,810円 11,380円 9,960円 8,540円	京都府の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 14,230円 12,810円 11,380円 9,960円 8,540円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円	京都府の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 14,230円 12,810円 11,380円 9,960円 8,540円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円	京都府の区域
小豆		10,760円 9,680円 8,610円 7,530円 6,460円	京都府の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大阪府											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						大阪府の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										大阪府の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	兵庫県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						兵庫県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 7,060円 6,350円 5,650円 4,940円 4,240円)											
	2 類	16,080円	14,470円	12,860円	11,260円	9,650円						兵庫県の区域
	3 類	5,060円	4,550円	4,050円	3,540円	3,040円						兵庫県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										兵庫県の区域
	7 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 7,060円 6,350円 5,650円 4,940円 4,240円)											
	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 16,080円 14,470円 12,860円 11,260円 9,650円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,060円 4,550円 4,050円 3,540円 3,040円											
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 16,080円 14,470円 12,860円 11,260円 9,650円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,060円 4,550円 4,050円 3,540円 3,040円										兵庫県の区域
そば	2 類	2,530円	2,280円	2,020円	1,770円	1,520円						兵庫県の区域
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,430円 5,790円 5,140円 4,500円 3,860円 2,530円 2,280円 2,020円 1,770円 1,520円)											
夏そば											兵庫県の区域	
3 類	1,500円	1,350円	1,200円	1,050円	900円							
4 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)											
秋そば												
2,530円 2,280円 2,020円 1,770円 1,520円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,430円 5,790円 5,140円 4,500円 3,860円 2,530円 2,280円 2,020円 1,770円 1,520円)												

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	奈良県															
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,970円 3,570円 3,180円 2,780円 2,380円)										奈良県の区域				
	2 類	12,090円 10,880円 9,670円 8,460円 7,250円										奈良県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,970円 3,570円 3,180円 2,780円 2,380円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,090円 10,880円 9,670円 8,460円 7,250円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										奈良県の区域				
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,090円 10,880円 9,670円 8,460円 7,250円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										奈良県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	和歌山県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円)	和歌山県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円	和歌山県の区域									

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鳥取県												
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域		
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲													
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						鳥取県の区域	
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円)												
	2 類	5,940円	5,350円	4,750円	4,160円	3,560円							鳥取県の区域
	3 類	4,920円	4,430円	3,940円	3,440円	2,950円						鳥取県の区域	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,940円 5,350円 4,750円 4,160円 3,560円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 4,920円 4,430円 3,940円 3,440円 2,950円											鳥取県の区域
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,940円 5,350円 4,750円 4,160円 3,560円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,920円 4,430円 3,940円 3,440円 2,950円											鳥取県の区域	
そば	2 類	2,030円	1,830円	1,620円	1,420円	1,220円						鳥取県の区域	
	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,930円 5,340円 4,740円 4,150円 3,560円 2,030円 1,830円 1,620円 1,420円 1,220円)												
	3 類 4 類	夏そば 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円) 秋そば 2,030円 1,830円 1,620円 1,420円 1,220円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,930円 5,340円 4,740円 4,150円 3,560円 2,030円 1,830円 1,620円 1,420円 1,220円)											鳥取県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	島根県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						島根県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,200円 3,780円 3,360円 2,940円 2,520円)											
	2 類	10,600円	9,540円	8,480円	7,420円	6,360円						島根県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,830円 2,550円 2,260円 1,980円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,200円 3,780円 3,360円 2,940円 2,520円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,600円 9,540円 8,480円 7,420円 6,360円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										島根県の区域
そば	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,600円 9,540円 8,480円 7,420円 6,360円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										島根県の区域
	2 類	3,530円	3,180円	2,820円	2,470円	2,120円						島根県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円) 秋そば 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 7,430円 6,690円 5,940円 5,200円 4,460円 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円)										島根県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岡山県					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分												
ばれいしょ	7 類	131,130円	118,020円	104,900円	91,790円	78,680円						岡山県の区域	
	8 類	118,140円	106,330円	94,510円	82,700円	70,880円						岡山県の区域	
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 131,130円 118,020円 104,900円 91,790円 78,680円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 118,140円 106,330円 94,510円 82,700円 70,880円											岡山県の区域
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの)にあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円)					岡山県の区域	
	2 類	9,600円	8,640円	7,680円	6,720円	5,760円						岡山県の区域	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの)にあっては、 4,840円 4,360円 3,870円 3,390円 2,900円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,600円 8,640円 7,680円 6,720円 5,760円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円											岡山県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,600円 8,640円 7,680円 6,720円 5,760円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円											岡山県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	広島県											左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲											左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						広島県の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円)										
		6,220円	5,600円	4,980円	4,350円	3,730円						広島県の区域
		乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,680円 3,310円 2,940円 2,580円 2,210円)										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,220円 5,600円 4,980円 4,350円 3,730円										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,220円 5,600円 4,980円 4,350円 3,730円										

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山口県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲											
大豆	1 類	1,540円	1,390円	1,230円	1,080円	920円						山口県の区域
		(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、										
		3,170円	2,850円	2,540円	2,220円	1,900円	1,540円	1,390円	1,230円	1,080円	920円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、										
		4,550円	4,100円	3,640円	3,190円	2,730円						
)										
	3 類	2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						山口県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆										山口県の区域
	7 類	1,540円	1,390円	1,230円	1,080円	920円						
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、										
		3,170円	2,850円	2,540円	2,220円	1,900円	1,540円	1,390円	1,230円	1,080円	920円	
		種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、										
		4,550円	4,100円	3,640円	3,190円	2,730円						
)										
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆										
		2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆										山口県の区域
		4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						
		乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆										
		2,320円	2,090円	1,860円	1,620円	1,390円						

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	徳島県												
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域		
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲													
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						徳島県の区域	
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円)												
	2 類	4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円						徳島県の区域	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円											徳島県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円											徳島県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	香川県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	単位当たり共済金額の範囲											
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円)					香川県の区域
	2 類	10,810円	9,730円	8,650円	7,570円	6,490円						香川県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,810円 9,730円 8,650円 7,570円 6,490円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円					香川県の区域					
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,810円 9,730円 8,650円 7,570円 6,490円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円					香川県の区域					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						愛媛県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)</p>											
大豆	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										愛媛県の区域
	そば	2 類	2,310円	2,080円	1,850円	1,620円	1,390円					
そば	3 類 4 類	<p>夏そば</p> <p>1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,400円 4,860円 4,320円 3,780円 3,240円 1,500円 1,350円 1,200円 1,050円 900円)</p> <p>秋そば</p> <p>2,310円 2,080円 1,850円 1,620円 1,390円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>6,210円 5,590円 4,970円 4,350円 3,730円 2,310円 2,080円 1,850円 1,620円 1,390円)</p>										愛媛県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福岡県										左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	1,810円	1,630円	1,450円	1,270円	1,090円						福岡県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円 1,810円 1,630円 1,450円 1,270円 1,090円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,540円 4,090円 3,630円 3,180円 2,720円)</p>											
	3 類	5,600円	5,040円	4,480円	3,920円	3,360円						福岡県の区域
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,810円 1,630円 1,450円 1,270円 1,090円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円 1,810円 1,630円 1,450円 1,270円 1,090円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,540円 4,090円 3,630円 3,180円 2,720円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>5,600円 5,040円 4,480円 3,920円 3,360円</p>										福岡県の区域
9 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>5,600円 5,040円 4,480円 3,920円 3,360円</p>										福岡県の区域	

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	佐賀県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲								左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分									
大豆	1 類	1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,680円 4,210円 3,740円 3,280円 2,810円)	佐賀県の区域							
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,640円 1,480円 1,310円 1,150円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,680円 4,210円 3,740円 3,280円 2,810円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円	佐賀県の区域							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域	
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
ばれいしょ	7 類	157,090円	141,380円	125,670円	109,960円	94,250円						長崎県の区域
	8 類	82,580円	74,320円	66,060円	57,810円	49,550円						長崎県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 157,090円 141,380円 125,670円 109,960円 94,250円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 82,580円 74,320円 66,060円 57,810円 49,550円										長崎県の区域
大豆	1 類	1,260円	1,130円	1,010円	880円	760円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円)					長崎県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,770円 3,390円 3,020円 2,640円 2,260円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										長崎県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
大豆	1 類	1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円)					熊本県の区域				
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,590円 4,130円 3,670円 3,210円 2,750円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円					熊本県の区域				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大分県										左に掲げる金額が適用となる地域										
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分					単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲															
大豆	1 類	1,850円	1,670円	1,480円	1,300円	1,110円	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,450円 3,110円 2,760円 2,420円 2,070円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円)					大分県の区域									
	3 類	4,330円	3,900円	3,460円	3,030円	2,600円						大分県の区域									
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆					1,850円	1,670円	1,480円	1,300円	1,110円	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,450円 3,110円 2,760円 2,420円 2,070円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,750円 3,380円 3,000円 2,630円 2,250円)					大分県の区域				
	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆					4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆					4,330円	3,900円	3,460円	3,030円	2,600円	
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆					4,750円	4,280円	3,800円	3,330円	2,850円	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆					4,330円	3,900円	3,460円	3,030円	2,600円	大分県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分										左に掲げる金額が適用となる地域	
単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲												
大豆	1 類	1,210円	1,090円	970円	850円	730円						宮崎県の区域
	<p>(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,200円 4,680円 4,160円 3,640円 3,120円)</p>											
	6 類 7 類	<p>乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆</p> <p>1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>5,200円 4,680円 4,160円 3,640円 3,120円)</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆</p> <p>4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円</p> <p>乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆</p> <p>2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円</p>										宮崎県の区域

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大豆	1 類	1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円)										鹿児島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,210円 1,090円 970円 850円 730円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものについては、 3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,750円 4,280円 3,800円 3,330円 2,850円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,320円 2,090円 1,860円 1,620円 1,390円										鹿児島県の区域
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 22,030円 19,830円 17,620円 15,420円 13,220円 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3										鹿児島県の区域

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、5,170円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほか、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,030円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、5,170円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほか、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,030円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、5,530円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほか、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、22,390円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成29年産から令和5年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	沖縄県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 22,030円 19,830円 17,620円 15,420円 13,220円 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、 伊平屋村、多良間 村、竹富町及び 与那国町の区域
		基準糖度が13.1度である組合員等 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 22,030円 19,830円 17,620円 15,420円 13,220円 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 4 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 5 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 6	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、 伊平屋村、多良間 村、竹富町及び 与那国町以外の 区域

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,030円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,030円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、22,390円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 4 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、5,170円から30円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,030円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 5 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、5,170円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,030円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 6 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、5,530円に30円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、22,390円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

2. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成29年産から令和5年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。